

東京理科大学内部質保証方針及び実施体制

2018年12月1日

本学における建学の精神・教育研究理念をはじめとする理念・目的、各種方針等の実現に向けて、内部質保証を恒常的に機能させることを目的として、本方針及び実施体制を定める。

1. 内部質保証の方針

建学の精神・教育研究理念をはじめとする理念・目的、各種方針等に基づいて、教育研究活動その他大学の諸活動を自己点検・評価したうえで、その結果を検証して改善に結び付けることにより、教育研究の質を継続的に向上させる。(以下「PDCA サイクル」という。)

また、この PDCA サイクルを実質化するとともに、サイクル自体の適切性についても定期的に検証することによって、本学の教育研究活動の組織的・継続的な改善に結びつける。

2. 内部質保証推進に係る実施体制

(1) 組織

内部質保証を推進するための組織は、内部質保証の客観性を担保すること、及び PDCA サイクル機能の適切化の観点から、「企画、自己点検・評価の実施結果の点検及び調整、改善事項の監理を行い、内部質保証推進に責任を負う」組織と、「自己点検・評価の実施を担う」組織とに分けることとする。

①大学質保証推進委員会

学長の下に「大学質保証推進委員会（以下「推進委員会」という。）」を設置し、本方針に基づく自己点検・評価の基本方針の策定、改善結果の点検、改善事項の監理、結果の公表を担い、内部質保証推進に責任を負う組織として位置付ける。

推進委員会は自己点検・評価担当副学長、評価委員会委員以外の副学長1名、大学評価または教育について専門的な知識を有する専任教育職員又は専任事務系職員1名、外部有識者若干名とする。

②自己点検・評価委員会

学長の下に「自己点検・評価委員会（以下、「評価委員会」という）」を設置し、自己点検・評価の実施及び点検結果の取りまとめを行う組織とする。

評価委員会は自己点検・評価担当副学長、自己点検・評価担当理事、財務担当理事、各部局の長、本学の機構長、事務総局長から構成する。

③推進委員会、評価委員会の事務局は、大学評価・IR室が担当する。

(2) 手続き

①学長は、自己点検・評価の実施及び取りまとめ、改善事項の指示及び改善結果の確認、公表及び PDCA サイクルの検証に係る最高責任者として、全学的な立場から内部質保証システムの推進に責任を負う。

②内部質保証の基盤となるのは各部局における自己点検・評価であることから、学長は推進委員会に対し自己点検・評価の基本方針の策定、及び自己点検・評価の実施について依頼を行

- う。推進委員会及び評価委員会の指示に基づいて、各部局は自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価報告書（部局版）として取りまとめ、評価委員会に提出する。
- ③評価委員会は、各部局の自己点検・評価の結果を踏まえ、全学的観点から自己点検・評価を行い、東京理科大学 自己点検・評価報告書を作成の上、改善事項を付した上で推進委員会に報告する。
 - ④推進委員会は報告内容を取りまとめた上で検証を行い、学長に対し東京理科大学 自己点検・評価報告書とともに、改善事項については期限を付した上で改善するよう意見を添えて回答する。学長は回答の内容を精査し、改善が必要であると判断した場合は、推進委員会に対し期限を付したうえで、改善活動を行うことを指示する。なお、その際、本学が認証評価機関及び行政機関から受けた指摘事項については、必ず改善事項とする。
 - ⑤推進委員会は学長の指示のもと、当該の部局に対し期限を付した上で改善活動を行うこと、及びその状況を推進委員会に報告することを指示する。
 - ⑥当該の部局は改善指示に対して改善活動を行い、その状況を部局の長から推進委員会に報告する。推進委員会は内部質保証の観点から改善事項の達成状況について検証するとともに、当該年度の自己点検・評価及び改善の結果の総括、及び関係報告書等の公表についての意見を添えて学長に報告する。学長は、東京理科大学 自己点検・評価報告書、及び公表が必要と判断した情報を本学ホームページ等において公表する。
 - ⑦法人に係る内容等、大学の教育研究以外の評価項目における自己点検・評価、及び改善事項が発生した場合の改善指示は、学長と理事長が協議の上その都度対応する。
 - ⑧PDCA サイクルの適切性を定期的に検証するため、学長は学外の有識者に対して「外部評価」を依頼する。外部評価の詳細については、別に定める。なお、学長は評価の結果を尊重するとともに、遅滞なく大学質保証推進委員会に報告のうえ公表する。PDCA サイクルに改善事項があった場合は、改善指示を行うものとする。

以上